

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公表番号】特表2000-515133(P2000-515133A)

【公表日】平成12年11月14日(2000.11.14)

【出願番号】特願平10-504453

【国際特許分類第7版】

C 07 C 271/22

A 61 K 31/00

A 61 K 31/42

C 07 D 263/32

【F I】

C 07 C 271/22

A 61 K 31/00 603L

A 61 K 31/00 603N

A 61 K 31/42 601

C 07 D 263/32

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月28日(2004.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成16年 6月28日

特許庁長官殿



1. 事件の表示

平成10年特許願第504453号

2. 補正をする者

氏名（名称） イーライ・リリー・アンド・カンパニー

3. 代理人

住所 〒540-0001
大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 IMPビル
青山特許事務所
電話 06-6949-1261 FAX 06-6949-0361

氏名 弁理士 (6214) 青山 葉



4. 補正対象書類名 請求の範囲

5. 補正対象項目名 請求の範囲

6. 補正の内容
別紙のとおり。

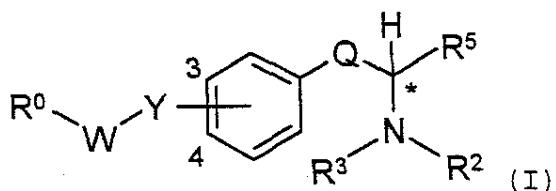


審査請求
書類

(別紙)

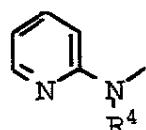
請求の範囲

1. 式 I :

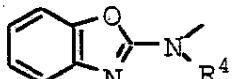


[式中、

Q は $-(CH_2)_p-$ および $-CH_2-O-CH_2-$ から構成される群から選択される；

 R^0 は

および

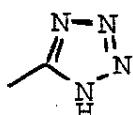


から構成される群から選択される；

R^2 は $C_1 \sim C_4$ -アルキルアミノカルボニル、アリールカルボニル、アリールオキシカルボニル、アリールオキシ- $C_1 \sim C_4$ -アルキルカルボニル、アリールアミノカルボニル、アリール- $C_1 \sim C_4$ -アシル、アリール- $C_1 \sim C_4$ -アルコキシカルボニル、アリール- $C_1 \sim C_4$ -アルキルアミノカルボニル、アリール- $C_1 \sim C_4$ -アルキルスルホニル、およびアミノ保護基から構成される群から選択される；

R^3 および R^4 は独立に水素または $C_1 \sim C_4$ -アルキルである；

R^5 は $-COOH$ 、 $-CONR^{10}R^{11}$ 、 $-CN$ 、 $-CONHOH$ 、または



である；

R^6 は水素、 $C_1 \sim C_4$ -アルキル、アリール、またはアリール- $C_1 \sim C_4$ -アル

キルである；

R^7 は水素、ハロゲン、または $C_1 \sim C_4$ -アルキルである；

R^9 は水素、 $C_1 \sim C_4$ -アルキル、またはアリールである；

R^{10} および R^{11} は独立に水素、 $C_1 \sim C_4$ -アルキル、またはアリールである；

W は $-(CH_2)_n-$ である；

Y は3位または4位に結合し、および Y は $-O-$ 、 $-S-$ 、 $-SO-$ 、 $-SO_2-$ 、 $-NH-$ 、 $-CONR^9-$ 、 $-NR^9-SO_2-$ 、または $-SO_2-NR^9-$ である；

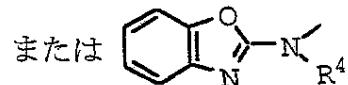
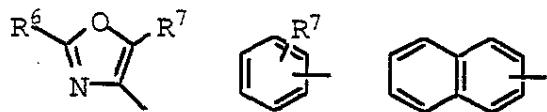
n は1から4までである；および

p は1、2、または3である】

で示される化合物またはその医薬的に許容される塩

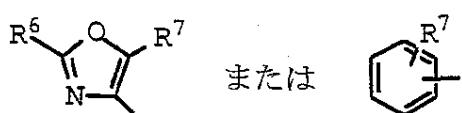
[但し、 R^6 が水素または $C_1 \sim C_4$ -アルキルのいずれかである時には、 R^7 はハロゲンであるものとする；および

但し、 $p = 1$ である時には、 R^9 は



であるかまたはその医薬的に許容される塩であるものとする】。

2. R^9 が



であり；

R^2 がアリールカルボニル、アリールオキシカルボニル、アアリール- $C_1 \sim C_4$ -アルキルオキシカルボニル、またはアリール- $C_1 \sim C_4$ -アルキルスルホニルであり；

R^5 が $-COOH$ であり；

R^7 が水素、フルオロ、またはメチルであり；

Y が $-O-$ であり；

nが1または2である；

請求項1の化合物。

3. 活性成分として請求項1で請求する、式(I)で示される化合物を、医薬的に許容される添加剤1種またはそれ以上とともに含む抗高血糖用の医薬的製剤。